

令和3年第20回教育委員会議事録

令和3年12月8日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年12月8日（水）午後2時00分～午後2時22分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

中央図書館館長 田 部 井 伸 子 庶 務 課 長 村 野 貴 弘
生涯学習担当部長

特別支援教育課長 矢 花 伸 二 学 校 支 援 課 長 出 保 裕 次
就学前教育支援センター
所 長

生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済美教育センター
所 長 佐 藤 正 明

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第76号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第77号 杉並区学校施設の有効活用等に向けたモデル事業受託者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 学校施設の有効活用及び新たな部活動支援に向けたモデル事業受託者候補者の選定方法等の変更について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

- 議案第76号 杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部
を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 議案第77号 杉並区学校施設の有効活用等に向けたモデル事
業受託者候補者選定委員会の設置について・・・・・・・・ 9

報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時
代理の報告及び承認について・・・・・・・・・・ 10
- (2) 学校施設の有効活用及び新たな部活動支援に向けたモ
デル事業受託者候補者の選定方法等の変更について・・・・ 5
- (3) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 7
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 8

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和3年第20回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案2件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第77号につきましては、区的意思形成過程上の案件となっております。

また、報告事項1番につきましては、人事に関する案件となっております。したがって、議案第77号の審議及び報告事項1番の聴取につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

ではまず、他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第76号「杉並区立子供園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。私からご説明いたします。

区立子供園につきましては、転換前の区立幼稚園の設立当初から、小学校の校長が園長を兼務してきたため、杉並区立子供園の管理運営に関する規則第7条第1項に定める休業日の「始期」及び「終期」を、小学校と重ならない日としているところでございます。

一方、区立子供園では、園長が専任となったことに伴いまして、運営上の観点から、毎年、規則第7条第2項の規定に基づき、休業日を変更しているところでございます。

このたび、休業日の変更に伴う教育委員会及び区立子供園の事務負担の軽減を図るため、休業日を変更することといたしました。

このことに伴いまして、規則で定める子供園の休業日を改める等の必要があるため規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案の最後

に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。第7条におきまして、夏季、冬季及び春季の休業日を記載のとおりに改めるほか、必要な規定の整備を図るものでございます。

議案を1枚お戻りください。施行期日でございますが、令和4年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 この旧規則と新規則の休業日を見比べると、この規則上は短くなっているのですけれども、これに伴って、例えば来年なり再来年から子供園の休業日が全部短くなるとか、そういうことはあるのですか。

就学前教育支援センター所長 規則上は縮まるのですが、これまで、別途調整してこういった日程でやっておりますので、実質的には休業日の短縮ということには当たりません。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第76号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第76号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項2番「学校施設の有効活用及び新たな部活動支援に向けたモデル事業受託者候補者の選定方法等の変更について」を、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 令和3年9月8日の教育委員会において、高円寺学園を対象としたモデル事業の委託事業者を選定することについて、ご報告させていただきました。当初、プロポーザル選定会議ということで、区の職員で構成する会議体で選定を進めてきたところでございますが、このたび、改めて精査したところ、外部委員を含む選定委員会を設置して選定すべきという判断に至りましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

この選定方法を変更する理由でございますけれども、このモデル事業の骨格は、手処理による作業量が多く、手順も煩雑な学校開放事業の利用調整手続きに関する事務をシステム化することに加えて、これまでの部活動支援の実績等を踏まえ、より教員の働き方改革に資する支援を行うこととございまして、これらは区の内部管理業務に該当するとの判断の下、選定会議において受託者候補者を選定することとし、審査・選定を行ったところでございます。

しかし、選定を経て、受託者候補者を決定する段階において、改めて業務内容の精査をしたところ、学校施設を活用した地域スポーツの振興に資する事業など、区民生活に対する影響を生じ得る内容が含まれているとの認識に至ったため、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づく選定委員会を設置し、改めて公募・選定を行うことが適切であると判断いたしました。

今後の主なスケジュールでございますけれども、12月から受託者候補者の公募を開始いたしまして、1月末には選定委員会において受託者候補者を選定して、3月からモデル事業を開始する予定でございます。

説明は以上になります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 このことによって、この事業を進めるに当たっての日程的な変更とか、遅れたり進んだりというところは大丈夫なのでしょうか。

学校支援課長 私どもも引継作業とかシステムを作るといったことを踏まえて日程を作っていたところなのですが、こういう事態も生じたので、若干それが遅れる形になりまして、引継ぎも3か月やる予定のところを1か月に圧縮していくという形になりますし、システムも少し構築がずれ込む可能性はあります。しかし、今回のモデル事業の期間が3か月から1か月に短くなったことによる影響がなるべく出ないようにカバーをしていきたいと思っておりますので、これからスケジュールがタイトになりますけれども、しっかりとやっていきたいと考えております。

伊井委員 分かりました。内容的に新しいモデルのところなので、いろいろ精査をして、そして、またいい事例になるように十分にご配慮いただいて進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

学校支援課長 ありがとうございます。委員がおっしゃったように、新し

いモデル事業でございますので、まだいろいろと課題等も出てくるかと思えます。ですので、しっかりとその中で検証して、よりよいものができるように取り組んでまいりたいと思っております。

折井委員 内部での選定会議で、事業者もある程度決まった段階で、それを破棄するということになるのと、そちらは業者さんにとっては驚きだと思うのですね。その辺りのところはご理解いただけたのでしょうか。

学校支援課長 やはり大変失礼なことをしてしまったということがありますので、今回、応募された事業者の方々には、私どもが直接お会いして謝罪をさせていただいたところでございます。

もう一度公募をさせていただきますので、ぜひ、そのときにはまた参加をお願いしたいということも、併せてご説明しているところでございます。

折井委員 また、応募してくださることを願います。ありがとうございます。

学校支援課長 こういうことが今後ないようにすることと、応募された方々へのフォローは、しっかりとしていきたいと考えているところでございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「学校運営協議会委員の任命について」を、引き続き学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について、ご報告をさせていただきたいと思えます。

今回任命されるのは、資料に記載のとおりでございますけれども、小・中合わせて5校、計18名となっております。そのうち新しい委員となられた方は計2名ということでございますが、その中でも、今回新規の方のうち公募によって任命される方は1名でございます。

各委員の区分、それから委員経験等については記載のとおりでございます。この任期につきましては、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間ということになります。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 1期目の方が2名いらっしゃいますが、差し支えない程度で構いませんので、バックグラウンドというか、どんな方なのかということをお教えいただけますか。新しい教育ビジョンの中でも、幅広い年齢の方に学校を支えていただけたらありがたいということがあったかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

学校支援課長 お一人の方については、区立学校で講師をされていたというご経験がございます。もう一人の方は、かつて学校支援本部長をやっていたいらっしゃった方で、1回任期を終えて、再度校長推薦で任命されたところでございます。

年齢につきましては、20代、30代の方を望むところでございますけれども、なかなか難しい部分もございまして、今回については、そのような年齢の方々ではございません。

実は、12月15日号の「広報すぎなみ」が、学校運営協議会委員の特集号になっておりまして、その中に、20代の委員も出てきますので、それをぜひご覧いただければと思います。

對馬委員 ありがとうございます。ぜひ、若い方も活動できるような形にだんだんくなっていくといいなと願っています。

学校支援課長 学校支援本部もそうですしCSもそうですけれども、やはり継続的に循環していくというのが、一番いいと思います。

その学校を知っていて、戻ってきて、委員になるということができたらと思っています。そういう委員を呼び込む方法が課題と考えておりますので、その辺のところは、私どももしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

庶務課長 ほかに、ご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」を、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、令和3年11月の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

11月分の合計は、全体で12件でございます。定例、新規の内訳は、

定例が 12 件でございます。

また、共催・後援の内訳でございますが、共催が 1 件、後援が 11 件となつてございます。私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項 4 番についての質疑を終わります。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここから非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたらお願いします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定でございますが、12 月 22 日水曜日は休会とさせていただきます、次回の定例会は、年明けの 1 月 12 日水曜日、午後 2 時からとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第 2、議案第 77 号「杉並区学校施設の有効活用等に向けたモデル事業受託者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 先ほどご報告した学校施設の有効活用等に向けたモデル事業に関して、受託者候補者選定委員会の設置について、ご説明申し上げます。

まず、議案を 1 枚おめくりください。本議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例第 1 条の規定に基づきまして、教育委員会の附属機関として杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員会の委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

委員会の名称でございますが、ここに記載のとおり「杉並区学校施設の有効活用等に向けたモデル事業受託者候補者選定委員会」でございます。

設置目的は、2 番に記載のとおり、杉並区学校施設の有効活用等に向けたモデル事業を行う受託者候補者の選定に関して必要な事項を調査

審議するものでございます。

設置期間につきましては、令和3年12月8日から受託者候補者の選定を完了する日まででございます。

委員会の委員の委嘱及び任命でございますが、区に勤務する者以外の者につきましては、記載のとおり3名、区に勤務する者は、記載のとおり3名ということでございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第77号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第77号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、報告事項1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」を、教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私からは、「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」ご報告いたします。

資料をご覧ください。本件は、杉並区幼稚園教育職員の免職につきまして、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理した旨をご報告し、その承認を求めるものでございます。

臨時代理により処理した内容でございますが、杉並区幼稚園教育職員の免職について、11月30日付けで処理したものでございます。

次に、教育長の臨時代理により処理した理由につきまして、ご説明いたします。当該幼稚園教育職員からは、令和3年11月30日をもって退職したいという内容の退職願が11月22日に所属園に提出されました。

本来であれば、教育委員会の会議においてご議決いただく内容ではございますが、11月30日までに処理が必要な案件であり、なおかつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったことから、教育長の臨時代理により処理をさせていただいたものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 年度途中における職員の免職・退職等は、やはり子どもたちにとって、また、園の運営にとっていろいろ支障が出ることもあろうかと思いますが、今回の場合、その前後の体制づくり等についてはいかがだったのでしょうか。

教育人事企画課長 他園から再任用短時間勤務の職員を異動させる対応をしておりましたので、特段、運営には支障がないという状況でございます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

それでは教育長、報告事項1番につきましては、教育委員会の承認が必要な案件でございますので採決をお願いいたします。

教育長 それでは報告承認の採決を行います。報告事項1番について承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、報告事項1番を承認いたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。